

教職員 各位

沖縄女子短期大学
危機管理対策委員長（学長）
平田 美紀

沖縄女子短期大学

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた行動指針について

沖縄県は、まん延防止等重点措置解除後の対処方針として「感染再拡大防止と社会経済活動を継続するための対策期間（沖縄県対処方針）」（警戒レベル2）を発出しています。その「対処方針」を踏まえつつ、学生たちの活気ある学生生活を願い「沖縄女子短期大学新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた行動指針」の更新をいたします。

そのため、本学では学生並びに教職員の安全と健康を守ることを目的に、感染症拡大防止のために引続き取り組んで参ります。皆さまのご家族はもちろん高齢や持病をお持ちの方の命を守り、医療・福祉現場を逼迫させないためにも、一人一人が「感染しない・感染させない」の意識を持つことや「新しい生活様式」の遵守をお願いしています。

なお、今後の状況等を踏まえ、行動指針を更新する場合があることを十分にご理解のうえ、本学公式ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する特設ページ」等でのお知らせをこまめに確認くださるよう、お願いします。

<沖縄女子短期大学 活動制限指針 レベル1>「制限一少」

1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針

学生やすべての教職員の健康を確保しつつ、本学の行う教育・研究活動を持続可能にしていくために、次の事項を徹底すること。

- （1） 感染防止のため、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）が重なることを徹底的に回避すること。
- （2） 学内への訪問者等の対応は、事前予約を基本とすること。
- （3） 会食や飲食等について4人以下・3密を避け・2時間以内で利用すること。
- （4） 会食は黙食に努め、感染対策が十分でない飲食店への出入りは原則、禁止とする。
- （5） 濃厚接触者と判断される場合は、速やかにPCR検査または抗原定量検査を受検し、陰性確認ののち学内に入構すること。

2. 基本的な感染予防（接触・飛沫感染防止策）～“感染しない・感染させない”の意識を軸に～ 〔新しい生活様式〕を日常に据えていきましょう。

- （1） アルコールによる手指の消毒や水と石けんによる手洗いを徹底すること。

- (2) 人との距離は2m（最低1m）以上を確保すること。
- (3) 飛沫を飛ばさないようマスクを着用すること。
- (4) 昼食時間等の場（マスクを外す）では、会話を避けること。
- (5) 複数人での同一箸等を使った食事を避けること。
- (6) 発熱・風邪症状等がある場合は自宅で療養すること。

3. 外部講師等の授業・講演について

外部から講師を招聘する授業や講演会については事前に稟議をあげ、実施する場合は密を避けるための感染予防の対策・行動を徹底すること。

4. 出張・派遣等：渡航について

渡航する必要がある専任教職員は事前に総務企画課へ届け出をすること。県外及び県内離島へ渡航した際、**発熱や風邪症状等、体調に変化が見られた場合は速やかに PCR 検査または抗原定量検査を受検し、陰性確認ののち学内に入構すること。**

5. マスク着用について

症状がなくてもマスク着用を厳守すること。ただし、運動を行う場合はマスクの着用は必要ありません。また、健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し症状改善への対応を優先すること。

6. 感染の不安が生じた場合などについて

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等いずれかの症状がある場合は、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談窓口（098-866-2129）や、最寄りの医療機関（夜間の場合は救急病院）に連絡をして、その指示にしたがってください。また、積極的に PCR 検査を受検してください。（沖縄県「一般無料検査について」参照）

※面接授業への出席が不安な教員は、教学課に相談をしてください。

7. 面接授業への出席等について

上記にかかる自宅待機中の授業等の出席（遠隔課題含む）の取り扱いについては、教学課へ連絡を取り、学生へ指示を出してください。